

## 第十一期練馬区健康推進協議会（第2回）

### 第十一期練馬区健康推進協議会（第2回）会議録【要旨】

#### 1 開催日時

平成31年3月18日（月）午後2時30分～3時20分

#### 2 開催場所

練馬区役所 庁議室

#### 3 出席者

会 長 高久史麿委員

副会長 古賀信憲委員

#### 委員

太田邦夫委員、上月とし子委員、関洋一委員、服部美佐子委員、笠原こうぞう委員、柳沢よしみ委員、浅沼敏幸委員、山田かずよし委員、かとうぎ桜子委員、伊藤大介委員、浅田博之委員、輿水淳委員、後藤正臣委員、名川一史委員、増田時枝委員、渡邊ミツ子委員、高村章子委員、川島藤行委員、山路健次委員

#### 区理事者

健康部長、練馬区保健所長、高齢施策担当部長、高齢社会対策課長、高齢者支援課長、健康推進課長、生活衛生課長、保健予防課長、豊玉保健相談所長、北保健相談所長、光が丘保健相談所長、石神井保健相談所長、大泉保健相談所長、関保健相談所長、地域医療課長、医療環境整備課長

#### 4 公開の可否

公開

#### 5 傍聴者数

0名

#### 6 配布資料

- 【資料1】 練馬区健康づくり総合計画の策定について  
参考資料 第2次みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン（戦略計画）【案】
- 【資料2-1】 平成31年度練馬区食品衛生監視指導計画について
- 【資料2-2】 平成31年度練馬区食品衛生監視指導計画
- 【資料3-1】 練馬区自殺対策計画～こころとくらしのサポートプラン～  
（案）の概要版
- 【資料3-2】 練馬区自殺対策計画～こころとくらしのサポートプラン～  
（案）
- 【資料4-1】 健康増進法施行令の一部を改正する政令等の概要について
- 【資料4-2】 「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について  
（平成31年2月22日付け健発0222第1号厚生労働省健康局長通知）

【別添】 第十一期練馬区健康推進協議会（第1回 平成30年11月19日）会議録  
練馬区健康づくり総合計画 平成27～31年度  
練馬区健康推進協議会設置要綱

○会長 それでは時間になりましたので、第2回の第11期練馬区健康推進協議会を開催させていただきます。

大変ご多忙のところ、この協議会にお集まりいただきまして、ありがとうございました。活発なご議論をいただくことを期待しています。よろしくお願いいたしまして、簡単ですが開会の挨拶とさせていただきます。

それでは事務局のほうから、資料の確認をよろしくお願ひします。

○事務局 まず、資料の確認をさせていただきます。

1、次第

2、名簿 練馬区健康推進協議会（第11期）

3、座席表

4、資料1 練馬区健康づくり総合計画の策定について

参考資料「第2次みどりの風吹くまちビジョンアクションプラン（戦略計画）」の案

5、資料2-1 平成31年度練馬区食品衛生管理指導計画について

6、資料2-2 平成31年度練馬区食品衛生管理指導計画

7、資料3-1 「練馬区自殺対策計画～ところとくらしのサポートプラン～（案）」  
概要版

8、資料3-2 「練馬区自殺対策計画～ところとくらしのサポートプラン～（案）」

9、資料4-1 健康増進法施行令の一部を改正する政令等の概要について

10、資料4-2 『健康増進法の一部を改正する法律』の施行について

※ 第十一期練馬区健康推進協議会（第1回 平成30年11月19日）会議録  
をつけさせていただいております。練馬区健康推進協議会設置要綱もつけさせて  
いただいております。

あと、机上に「練馬区健康づくり総合計画」の冊子を置かせていただいております。

本日の資料は以上となります。資料の不足等ございませんでしょうか。

○会長 よろしいでしょうか。

○事務局 なお、本日、北川委員、島田委員、重山委員、秋本議員より本日も欠席の  
連絡をいただいております。事務局からは以上となります。

○会長 それでは本日の議題に入ります。

「練馬区健康づくり総合計画の策定について」、資料の説明を資料1でよろしくお  
願ひします。

○健康推進課長

資料1の説明

○会長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、どなたか、  
ご質問、ご意見おありでしょうか。

もしご意見がなければ、次の議題であります「平成31年度練馬区食品衛生監視指導計画」について、生活衛生課長から説明お願いいたします。

○生活衛生課長

資料2-1、2-2の説明

○会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、どなたかご質問、ご意見はありますでしょうか。どうぞ。

○委員 HACCPのところを伺いたいのですけど、資料の中で、「国の動向を注視し」とありますが、今はどれくらい具体的にしているのかなということ伺いたいのですが。たくさん区内に事業者さんがあって、小規模なところも多いと思いますが、どこまでのことをやらなければいけないのですかということと、あとは事業者さんに対する周知と合わせて区民の方に与える影響とか、どういうことを区民の方に知っただけでいいのかとか、そのあたりを教えていただけますか。

○生活衛生課長 まず、国の動向でございますけれども、2年以内の施行ということで、まだ施行部分については、決定しておりません。ことしの6月くらいに政省令が出されるというような状況でございます。

また、区内事業者へどの程度まで求めるかということにつきましては、実はHACCPに沿った衛生管理は2種類がございます。非常に厳格な衛生管理を行うものと、それから簡略化された衛生管理を行えばいいもの、2つに分かれます。

厳格な衛生管理につきましては、従業員50人以上の食品製造者が対象になる予定であります。そのため、区内にある約4,500、区内の8,000事業者のうち、ほとんどの事業者につきまして、簡略化された衛生管理を行うものと考えております。具体的には、現在でもやっただけでございますけれども、原材料の取り扱いですとか、冷蔵庫・冷凍庫の管理、店舗施設の清潔維持、調理従事者の衛生健康面、これらに加えて、例えば飲食店であれば、お刺身とか冷ややっこであれば、冷たいまますぐに提供する。また、加熱してそのまま提供する、例えばハンバーグですとか空揚げについては、火の強さ、時間、見た目、油の温度などをある程度ルールを決めてやっただけということで、特別それほど、今、衛生管理をやっただけでございます。に加えて、重要な管理のポイントを決めて、チェックをし、工程が見える化するということでございます。

区民に対しましては、ある程度HACCPというものが始まるということについては、何らかの方法で周知をしていきたいと思っておりますが、区民、利用者、食品等事業者を利用する方にとっても、非常に安心のできるルールであるということをご説明したいと思っております。以上です。

○会長 ありがとうございます。ほかにご意見ございますか。

○委員 私もこのHACCPについてなのですが、この語が少し耳なれないというか、浸透しない感じが。初めて聞く方というのは多くて、何を意味しているのかというのは、これを聞いただけではちょっとわからないのではないかなと思うので、今後、都とか国とか、それがこれのネーミングに対してもう少し、一般の市民、我々で言えば区民の方たちに浸透するような形のネーミングというのがあっていいのではないかなと思うので、一応意見としてお伝えさせていただきます。

- 会長 そうですね。ちょっとわかりにくいですね。よろしくお願いします。  
どなたか、ほかによろしいでしょうか。  
それでは次に、資料の3ですね。「練馬区自殺対策計画」についてご説明をお願いします。これは、保健予防課長のほうから。
- 保健予防課長  
資料3-1、3-2の説明
- 会長 どうもありがとうございました。ただいまの説明につきまして、どなたかご質問、ご意見おありでしょうか。練馬区は結構自殺の方が多いですね。
- 保健予防課長 残念ながら100人をなかなか下回ることがない状況で、近年推移してきておりますけれども、自殺の死亡率という統計をとってみますと、全国や東京都と比較しますと、例年、若干低い傾向ではございます。
- 会長 ほかにどなたか、よろしいでしょうか。  
それでは次の議題で「健康増進法施行令の一部を改正する政令等について」、これも健康推進課長から説明よろしくをお願いします。
- 健康推進課長  
資料4-1、4-2の説明
- 会長 ほかにどなたか。ご意見はおありでしょうか。ないようでしたら、全体を通じて、何かご意見おありでしょうか。  
では、特にないようでしたら、次回開催について、事務局からよろしく願いいたします。
- 事務局 次回開催は平成31年7月を予定しております。日程が決まりましたらご連絡さしあげます。以上です。
- 会長 はい。どうもありがとうございました。  
これをもって第11期の第2回の練馬区健康推進協議会を終わらせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。